

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(10) 新生児特別定額給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金事業の対象とならなかった新生児の保護者に、新生児一人あたり10万円の給付を行います。 【申請方法】 市から新生児の母親に送られてくる申請書に必要な事項を記入して返送。 【申請期限】 令和3年5月31日</p>
<p>対象者</p>	<p>・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、津山市に住民登録された新生児の保護者。ただし、保護者の住所が令和2年4月27日から申請時まで継続して津山市にある方に限る。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・申請者の通帳・キャッシュカードの写し等の口座確認書類</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>・郵送による提出（返信用封筒を同封しています） ・申請手続に関する疑問や窓口での申請を希望される場合は、下記の間い合わせ先へお尋ねください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市特別定額給付金事業推進室 津山市山北520 津山市役所 東庁舎3階 （電話）0868-32-2169</p>
<p>備考</p>	